

令和7年度
こどもデータ連携実証事業
各採択団体における成果報告書

【福岡市】

大日本印刷株式会社

令和8年3月

目次

第1章 実証事業の概要	3
1.1. 背景・目的	3
1.1.1. 背景	3
1.1.2. 目的	3
1.2. 実証事業の内容	3
1.3. 業務プロセス	6
1.4. スケジュール・実施体制	7
1.4.1. スケジュール	7
1.4.2. 実施体制	8
1.5. 本業務に要する費用	9
第2章 連携するデータ項目の選定・準備	10
2.1. データ項目の検討・取得可能性調査	10
2.2. データ項目の選定結果	10
2.3. データの準備・加工	15
2.3.1. アナログ情報のデジタル化	15
2.3.2. データの加工	16
2.3.3. 名寄せ	16
2.4. データの準備に係る諸課題への対応	17
第3章 支援が必要な子どもや家庭を把握するための基準の検討	18
3.1. 基準の設計過程	18
3.2. 基準に用いたデータ項目	18
3.3. 基準の特徴	19
第4章 個人情報の取扱いに係る整理	21
4.1. 個人情報授受に係る法的整理	21
4.1.1. 個人データ連携に関係する関係部署及び連携フロー	21
4.1.2. 法的整理の進め方・体制	22
4.1.3. 法的整理の結果	22
4.1.4. 個人情報等の取り扱いにおける留意点	23
4.2. プライバシー保護への対応	24
第5章 仕組みの構築	26
5.1. システムの概要及びデータ連携方式	26
5.1.1. システムの概要	26
5.1.2. データ連携方式及びシステム構成	26
5.2. データ連携機能及び分析機能の構築	27

5.2.1.	システムの機能とその活用方法	27
5.2.2.	実証事業における工夫及び今後の課題.....	29
第 6 章	支援への接続	30
6.1.	システム等による確認の結果	30
6.2.	支援に向けた人による確認	30
6.2.1.	人による確認の手法.....	30
6.2.2.	人による確認の結果.....	31
6.3.	実際の支援事例	31
6.3.1.	こども等に対する取組内容	31
6.3.2.	こども等に対する支援の実施結果.....	32
6.4.	現行支援の在り方の見直し	33
6.5.	支援・見守りの効果的な手法	33
第 7 章	事業効果の評価・分析	35
7.1.	データ連携による抽出結果の全体像	35
7.2.	有用と考えられるデータ項目	35
7.3.	こどもデータ連携の取組効果の分析	36
第 8 章	考察・まとめ	39
8.1.	実証事業を通じて得られた示唆	39
8.2.	課題・令和 8 年度以降の取組.....	41

第1章 実証事業の概要

1.1. 背景・目的

1.1.1. 背景

少子高齢化や核家族化の進行により、地域や家庭を取り巻く環境は大きく変化している。特に子育て家庭の孤立化が進む中で、こどもや保護者が抱える困難が表面化しにくくなり、必要な支援が届きづらい状況が生じている。

このような課題に対応するため、福岡市では以下の国の実証事業に参画し、福祉や教育等の各種情報を連携・活用するための「こどもの支援システム」を構築するとともに、プッシュ型支援の実施に取り組んできた。

- ・ 令和4年度：デジタル庁「こどもに関する各種データの連携による支援実証事業」
- ・ 令和5年度：こども家庭庁「こどもデータ連携実証事業」

さらに、令和6年度においても、これまでの取組を踏まえつつ、支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる仕組みづくりを継続して進めてきた。

1.1.2. 目的

福岡市では、これまでの取組を継続しつつ、こどもに関する福祉や教育等の様々な情報を横断的に連携し、適正に活用することにより、支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなぐ仕組みを構築することを目的としている。

1.2. 実証事業の内容

令和7年度は、0歳から中学3年生までのこどもを対象として、福祉や教育等の各種情報を連携・活用するための「こどもの支援システム」を運用し、こどもや家庭の状況に応じた支援やサービス等につなげるためのプッシュ型支援を実施するとともに、システムを児童相談所や区子育て支援課職員の通常業務（虐待等の相談・通告等への対応）のサポートツールとしても活用した。

これまでの取組により、

- ・ 支援が必要なこどもや家庭に対する支援・見守りの強化
- ・ 児童相談所及び区子育て支援課の業務効率化による通常業務の充実

といった一定の成果が得られた。一方で、プッシュ型支援の質の向上等、これまでの取組を通じて明らかとなった課題への対応が必要であった。

プッシュ型支援の質の向上に取り組むに当たっては、児童福祉等の支援現場の職員（以下、現場職員という。）の知見も踏まえることが重要である。このため、令和6年度に引き続き、現場職員を含めた庁内検討会（以下、検討会という。）を立ち上げた。検討会のメンバーは、実際にプッシュ型支援を実施する区役所（こども家庭センター）の各課から所属や職種等のバランスを踏まえて選定した。

検討会では、主に以下の点について検討を行い、現場職員向けのプッシュ型支援マニュアルの見直しと研修を実施した。

①プッシュ型支援の目的の再整理

プッシュ型支援を「虐待の早期発見」という狭い目的で捉えると、単なる安否確認に終始し形式的な対応となるおそれがある。そこで、単なる安否確認ではなく、こどもや保護者に直接会い、こどもや家庭が抱える困難や、兆候となる困りごとを把握する予防的支援も目的であることを明確化した。

また、小学校入学前に保育園等で集団生活を経験することは、こどもの社会性の発達等にとって重要であるという観点から、保護者の心情に寄り添いながら就園を勧奨することも目的の一つとして位置付けた。

②現場職員向け研修の内容検討

現場では、相談や通告といった顕在化したニーズに応じた支援が中心であり、予防的支援が馴染みにくい面がある。そのため、予防的支援の意義を共有することが必要であった。また、行政との接点がない家庭にアプローチするためには、対象家庭に対して、訪問理由等を丁寧に説明し、その場で信頼関係を形成する高いスキルが求められる。

これらを踏まえ、実務経験が豊富な外部講師を招聘し、研修として講義とロールプレイを実施した。講義では、こども家庭センターにおける予防的支援の意義を解説し、家庭訪問におけるアプローチのポイントを説明した。その内容を基にロールプレイを通じて実践的な理解とスキルの習得を図った。

また、支援が必要なこどもや家庭を把握するためのデータ活用に係る対応として、「こどもの支援システム」の機能追加・改善や、分析におけるデータ項目の使い方の検討等も併せて実施した。

図表 1-1 令和7年度の実証事業概要

対象とする困難の種類	虐待等
実施事項	データの活用等により、支援が必要な子どもや家庭を把握し、人の目による確認の上で、必要な支援や見守りにつなぐためのプッシュ型支援を実施した。
データ連携・支援の対象となった子どもの範囲	福岡市内の0歳～中学3年生 約210,000名
連携するデータ項目の選定（第2章）	令和4・5年度実証事業でデータ項目を選定・連携済みであった。
基準の検討（第3章）	令和6年度までに作成した基準を用いながら、課題検討を実施した。
個人情報の適正な取扱いに係る整理（第4章）	令和6年度までに行った整理を基本としつつ、継続的な実施を見据えた検討を実施した。 令和7年度実証事業においては「個人情報保護法第69条第2項第2号・第3号」に基づく整理とした。令和8年度に向けて、目的内利用又は法令に基づく目的外利用としての整理が可能か、検討した。
仕組みの構築（第5章）	令和4・5年度実証事業において構築済みであった。
システムによる確認の実施（第6章）	行政等とのつながり（就園状況等）や、システムでの状況確認を踏まえ、217名の対象者リストを作成した。
支援に向けた人の目による確認（第6章）	上記217名に対して、関係三課（各区子育て支援課・地域保健福祉課・健康課）において支援履歴や家庭状況等を調査・確認した上で、151名についてアセスメント及びアプローチの要否等を検討した。
支援の実施（第6章）	協議結果を踏まえ、保健師等による家庭訪問等を行い、保護者から生活状況や困りごとを聴き取り、ニーズに応じた助言等を実施した。
事業の評価・分析（第7章）	個別アプローチの結果を事業結果としてまとめ、定量的に事業効果を確認した。 また、副次的な効果についても整理した。

1.3. 業務プロセス

令和7年度の実証事業は、図表 1-2 に示す業務プロセスで実施した。こども家庭課では、「こどもの支援システム」に集約された連携データを確認し、その結果等を踏まえて、支援の必要性が高いと考えられるこどもの対象者リストを作成した。

続いて、各区こども家庭センターにおいて、対象者の支援履歴や家庭状況等を確認した上で、三課による協議を行い、アセスメントやアプローチ要否等について検討した。

その後、各区こども家庭センターが家庭訪問等の個別アプローチを行い、生活状況や困りごと等の聴き取りを行った上で、ニーズに応じた助言や情報提供を行った。

1.4.2. 実施体制

令和7年度の実施体制は以下図表 1-4 のとおり。実施体制については令和6年度までにおおむね構築されており、令和7年度の実証事業では、総括管理主体を児童虐待対策や在宅支援等を所管するこども家庭課に変更するとともに、1.2に記載のとおり検討会を開催した。

本実証事業の推進においては、代表参画者である株式会社NTTデータ九州と連携して取り組んだ。同社は、データ連携・分析機能等を備えた「こどもの支援システム」の運用保守及び改修を担っている。また、分析におけるデータ項目の用い方の検討等については、有識者として慶應義塾大学からの助言・提案等を受けながら実施した。

図表 1-4 令和7年度実証事業の実施体制

分類	組織名				主な役割
総括管理 主体	福岡市	こども未来局	こども健やか部	こども家庭課	事業全体の管理等
保有・管理 主体	福岡市	市民局	総務部		必要なデータの特 定・抽出・提供や データの取得・提 供方法の調整等
		福祉局	生活福祉部		
			高齢社会部		
			障がい者部		
		保健医療局	総務企画部		
			健康医療部		
福岡市教育委員会		教育支援部			
		指導部			
分析主体	福岡市	こども未来局	こども健やか部	こども家庭課	データの確認等
活用主体	福岡市	各区役所	保健福祉センタ ー（こども家庭 センター）	子育て支援課	プッシュ型支援を 実施（保健福祉セ ンター各課）
				地域保健福祉課	
健康課					
		こども未来局	こども総合相談 センター（児童 相談所）	こども相談企画 課等	通常業務でシステ ムを活用（区子育 て支援課及び児童 相談所）
その他 (福岡市)	福岡市	庁内検討会			プッシュ型支援の あり方等につい て、現場職員を交 えて検討

分類	組織名	主な役割
参画事業者	株式会社 NTT データ九州	データの分析・システム保守等
	慶應義塾大学	データの活用やデータ項目の見直しに係る助言・提案等

1.5. 本業務に要する費用

本実証事業に要する費用は以下図表 1-5 のとおり。

図表 1-5 令和 7 年度実証事業の見積費用

区分	費目	小計 (円)
データ取得に必要な経費	データ加工(マスキング・結合等)	1,300,000
事業効果の評価・分析等に必要な経費	データ分析	1,950,000
本事業により把握した支援が必要な子どもや家庭を支援につなぐ際に必要な経費	対象者リスト作成	1,950,000
データの連携・共有に必要な経費	システム取り込み用データ加工	1,300,000
	分析結果のシステム反映	1,300,000
事業効果の評価・分析等に必要な経費	支援結果の評価・効果検証	1,300,000
その他の本事業の実施に当たり直接必要となる経費	報告書作成	1,300,000
	週次報告書及び報告書作成支援	1,365,000
	プロジェクト管理	1,219,000
合計 (税抜)		12,984,000
合計 (税込)		14,282,400

第2章 連携するデータ項目の選定・準備

2.1. データ項目の検討・取得可能性調査

福岡市では、令和4年度実証事業において、システムに連携するデータ項目の選定及び連携を実施した。当時は「基本連携データ項目」の公開前であったことから、現場職員が相談・通告等があった場合に確認している情報や、先行団体で利用されているデータ項目等を参考に整理した。なお、「基本連携データ項目」とは、「こどもデータ連携ガイドライン（令和7年3月）」において定義された19項目である。

本実証事業において利用したデータ項目は図表 2-1 及び図表 2-2 のとおり。

2.2. データ項目の選定結果

2.1 を踏まえて、令和7年度実証事業にて連携するデータ項目及び保有・管理主体は以下図表 2-1 のとおり。

図表 2-1 基本連携データ項目の選定結果

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用 できない理 由等）	管理システム名等	管理主体
		令和 7年度	過年度			
1	要対協のケース進行 管理台帳_（こども氏 名）	×	×	児童相談シ ステムに登 録された支 援の情報に ついて、次 表 No.17 に て取り扱っ ているた め。	Excel	区子育て支援課
2	一時保護児童票_（こ ども氏名）	×	×	同上	Excel	こども未来局こ ども支援第2課
3	3～4 か月児健診結果_ 健診受診日/1歳6か	○	○	—	母子保健システム	こども未来局こ ども健やか課

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用 できない理 由等）	管理システム名等	管理主体
		令和 7年度	過年度			
	月児健診結果_1歳6 か月児健診受診日/3 歳児健診結果_3歳児 健診受診日					
4	3~4か月児健診アン ケート_（出来事）感 情的に叩いた/1歳6 か月児健診アンケー ト_（出来事）感情的 に叩いた/3歳児健診 アンケート_（出来 事）感情的に叩いた	×	×	健診問診票 に項目とし て設定され ておらず、 データを保 持していな いため。	—	—
5	3~4か月児健診アン ケート_（出来事）家 に残して外出/1歳6 か月児健診アンケー ト_（出来事）家に残 して外出/3歳児健診 アンケート_（出来 事）家に残して外出	×	×	同上	—	—
6	3~4か月児健診アン ケート_（出来事）長 時間食事を与えなか った/1歳6か月児健 診アンケート_（出来 事）長時間食事を与 えなかった/3歳児健 診アンケート_（出来 事）長時間食事を与 えなかった	×	×	同上	—	—
7	3~4か月児健診アン	×	×	同上	—	—

No.	データ項目	利用有無 有：○ 無：×		備考（利用 できない理 由等）	管理システム名等	管理主体
		令和 7年度	過年度			
	ケート_（出来事）子 どもの口をふさいだ /1歳6か月児健診ア ンケート_（出来事） 子どもの口をふさい だ					
8	3～4か月児健診アン ケート_（出来事）子 どもを激しく揺さぶ った/1歳6か月児健 診アンケート_（出来 事）子どもを激しく 揺さぶった	×	×	同上	—	—
9	1歳6か月児健診結果 _パーセンタイル値 （体重）/3歳児健診 結果_パーセンタイル 値（体重）/健康診断 一般_体重	○	○	—	母子保健システム /校務支援システ ム	こども未来局こ ども健やか課/ 教育委員会教育 ICT推進課
10	精神障害者保健福祉 手帳情報_主たる精神 障害コード	○ ※1	○ ※1	—	保健福祉総合シス テム	保健医療局精神 保健福祉センタ ー
11	障害児支援申請決定 情報_受給者証番号	○ ※2	○ ※2	—	保健福祉総合シス テム	こども未来局こ ども発達支援課
12	出欠の記録_欠席日数	○	○	—	校務支援システム	教育委員会教育 ICT推進課
13	遅刻日数	○	○	—	校務支援システム	教育委員会教育 ICT推進課
14	学校等でのアンケー ト・セルフメンタルチ ェック等の判定結果	×	×	該当するア ンケート結 果を保有し		

No.	データ項目	利用有無		備考（利用できない理由等）	管理システム名等	管理主体
		有：○ 無：×	令和7年度			
				ていないため。		
15	届出時妊娠週数	○	○	—	母子保健システム	こども未来局こども健やか課
16	妊婦健診結果_受診日	○	○	—	母子保健システム	こども未来局こども健やか課
17	産婦健診結果_EPDS 評価点数	○	○	—	母子保健システム	こども未来局こども健やか課
18	（生活保護）決定個人情報_開始年月日	○	○	—	生活保護システム	福祉局保護課
19	（児童扶養手当）支給情報_支給区分	○	○	—	児童手当・児童扶養手当システム	こども未来局こども見守り支援課

※1 精神障害者保健福祉手帳の保持状況の情報のみ。（コード情報は、連携していない。）

※2 障がい児支援サービスの通所・入所情報のみ。（受給者証番号は、連携していない。）

図表 2-2 基本連携データ項目以外のデータ項目の選定理由等

No.	追加データ項目	利用有無 （令和7年度）	利用有無 （過年度）	選定理由/その他 特記事項	管理システム名等	管理主体
1	住基情報	○	○	こどもと世帯員の基本情報の把握と各データを紐づけるため。	住民記録システム	市民局戸籍住民課
2	学齢簿情報	○	○	学齢期のこどもの情報の把握と各データを紐づけるため。	住民記録システム	教育委員会教育支援課
3	新生児訪問・乳児	○	○	現場職員が通常業務において確認し	母子保健システム	こども未来局こども健やか課

No.	追加データ項目	利用有無 (令和7年度)	利用有無 (過年度)	選定理由/その他 特記事項	管理システム名等	管理主体
	家庭全戸 訪問情報			ている情報。		
4	予防接種 情報	○	○	同上	母子保健システム	保健医療局健康 危機管理課
5	特別児童 扶養手当 資格情報	○	×	同上	特別児童扶養手当 システム	こども未来局こ ども見守り支援 課
6	母子父子 寡婦福祉 資金貸付 情報	○	○	同上	母子父子寡婦福祉 資金貸付システム	こども未来局こ ども見守り支援 課
7	認可保育 園・新制 度移行幼 稚園利用 者情報	○	○	同上	こども・子育て支 援システム	こども未来局運 営支援課
8	認可外保 育施設・ 未移行幼 稚園施設 等利用給 付認定者 情報	○	○	同上	こども・子育て支 援システム	こども未来局運 営支援課
9	医療費助 成制度資 格情報	○	○	同上	公費医療システム	保健医療局保険 医療課
10	自立支援 給付情報	○	○	同上	保健福祉総合シス テム	福祉局障がい在 宅福祉課・障が い施設福祉課・ 保健医療局精神 保健福祉センタ ー

No.	追加データ項目	利用有無 (令和7年度)	利用有無 (過年度)	選定理由/その他 特記事項	管理システム名等	管理主体
11	障がい児 通所・入 所給付情 報	○	○	同上	保健福祉総合シ テム	こども未来局障 がい児事業所指 導課・こども支 援第2課
12	介護認 定・介護 サービス 利用情報	○	○	同上	保健福祉総合シ テム	福祉局介護保険 課
13	児童生徒 基本情報	○	○	同上	児童生徒管理シ テム	教育委員会健康 教育課
14	生活習慣 調査・学 習定着度 調査	○	○	同上	生活習慣調査・学 習定着度調査	教育委員会学校 企画課
15	就学援助 情報	○	○	同上	就学援助システム	教育委員会教育 支援課
16	学校給食 情報	○	○	同上	学校給食費管理シ ステム	教育委員会健康 教育課
17	児童相談 情報	○	○	同上	児童相談システム	こども未来局こ ども相談企画 課・こども支援 第1課・こども 支援第2課・こ ども緊急支援課

2.3. データの準備・加工

2.3.1. アナログ情報のデジタル化

福岡市では、令和4年度の実証事業開始以降、新たにアナログ情報をデジタル化した項

目はない。

2.3.2. データの加工

基幹システムとデータ連携する際のデータ項目レイアウトに関して、令和4年度に各項目の異常値の有無について調査を実施した。令和4年度の調査において確認された代表的な異常値の例は、以下のとおりである。

- ・ 設計上は値が存在することを想定していた項目において、データの無い項目が存在していた。
- ・ システム登録時に、入力誤りや入力漏れがあった。
- ・ 設計範囲外の値がOCR読み取り（誤認識）により入力されていた。

令和7年度においても、上記と同様の事象を異常値として定義した。異常値への対応方針として、データ分析においては異常値が発生しているデータのみを削除し、分析には利用しないこととした。

一方、システムの情報共有画面（5.1.1を参照）で表示するデータについては、連携元である基幹システムを現場職員が参照した際に表示内容が異なると混乱を招くおそれがあるため、連携元システムのデータをそのまま表示することとした。

また、データ分析に向けた加工の代表的な作業例は、以下のとおりである。

- ・ 連携元データにおいて、制度の対象者（利用者や受給者等）のみレコードが存在する場合、レコードが存在しない者（制度の対象ではない者）を「0：非該当」で補完しフラグ化することで、結合データの項目を統一した。

なお、分析機関には、福岡市にて個人を特定できない形式へ加工した上で、データを提供した。

2.3.3. 名寄せ

福岡市の首長部局が管理するシステムは「宛名番号」を識別記号として運用しているが、教育委員会が所管する学校系システムは主に「児童生徒番号」によりデータを管理している。本実証事業においては、首長部局が管理する住民記録システムと学校系システムである児童生徒管理システムで保持するデータについて名寄せを行っている。名寄せ作業の概要は以下のとおりである。

- ① システムに連携されたデータに対し、システム上の「名寄せツール」を用いて名寄せ作業を行う。
- ② 「名寄せツール」で名寄せできなかったデータについては、市職員（こども家庭課）が目検により確認し、名寄せを行う。
- ③ 名寄せにより特定ができた対象者をシステムに反映する。

上記の作業により、システム内に首長部局系システムと学校系システムのデータが紐づ

いた状態で保持される。

「名寄せツール」及び職員による紐づけ作業においては、住民記録システムの4情報（「氏名（氏名カナ）」「住所（住所コード）」「生年月日」「性別」）と児童生徒管理システムの4情報が一致するデータを紐づけ、対象のこどもに対応する宛名番号を特定する。表記のゆらぎ等によりツールで紐づけができない場合には、職員の目検により対応している。なお、小学校入学時点で福岡市住民であったこどもについては、児童生徒管理システムに宛名番号を特定した情報（対応表）が保持されており、この場合は名寄せツールや職員による目検での紐づけを行う必要がない。

毎月の名寄せ作業を経ても最終的に紐づかないこどもは、児童生徒管理システムで管理するこども全体の約0.28%（約350件程度）となっている。紐づかない主な理由は、住民記録システムにおける住民票の情報と、児童生徒管理システムにおいて学校が把握・管理している情報が一致しないこと等が挙げられる。これら紐づかないこどもは、「データ無し」として取り扱い、情報共有画面には表示しない等の対応を行っている。

2.4. データの準備に係る諸課題への対応

当初は、住民記録システムの4情報のうち「住所」を用いて名寄せを行っていたが、住民記録情報には外字が含まれる場合があるため、児童生徒管理システムの住所表記と一致せず紐づかないケースが生じていた。そこで、「住所」を「住所コード」に変更した結果、外字の影響を受けなくなり、名寄せの精度が向上した。

第3章 支援が必要な子どもや家庭を把握するための基準 の検討

3.1. 基準の設計過程

令和7年度については、令和6年度までに作成した分析モデルを用いて、支援が必要な子どもや家庭を把握するための基準の検討のためのデータ分析を実施した。支援対象者の把握には、令和6年度に作成した分析モデルを活用し、並行して庁内の現場職員（検討会メンバー）や庁外の有識者（慶應義塾大学）の助言を得ながら、課題検討を行った。検討内容の一例は、図表 3-1 のとおり。

なお、当初の基準の設計過程については「令和5年度 子どもデータ連携実証事業 各採択団体における成果報告書 福岡市」（令和6年3月）P18～25を参照されたい。

図表 3-1 令和7年度に検討した内容の例

検討項目	検討内容	検討結果
ひとり親家庭の判定	住民登録上の世帯構成が必ずしも世帯の実態と合致しない例もあることを踏まえ、ひとり親家庭の判定方法について検討。	様々な観点による検討の結果、ひとり親家庭の判定方法は変更しないこととした。
小学1年生の取扱い	学校データがまだ十分には揃っていない小学1年生の子どもについて、分析における取扱いを検討。	学校データがまだ十分に揃っていないことを考慮し、年度前半における分析では、小学1年生は未就学児として取り扱うこととした。
分析に活用するデータ項目の追加	令和6年度に新たに連携したデータ項目の追加要否を検討。	特別児童扶養手当、母子保健データにおける出生時の母親の妊娠週数のデータを分析項目として追加することとした。

※検討結果の分析モデルへの反映は、令和8年度以降を予定。

3.2. 基準に用いたデータ項目

支援が必要な子どもや家庭を把握するため、基準に用いたデータ項目は、以下図表 3-2 のとおり。

図表 3-2 基準に用いたデータ項目と選定理由

基準に用いたデータ項目	基本連携データ項目	基準に用いた理由
住基情報	×	世帯構成等を把握するため。
妊娠届出情報	○	妊娠届出時の状況を把握するため。
妊婦健診・産婦健診情報	○	妊産婦健診時の状況を把握するため。
新生児訪問・乳児家庭全戸訪問情報	×	保健師の支援状況を把握するため。
乳幼児健診情報	○	乳幼児健診の受診状況を確認し、こどもの発育・養育状況を把握するため。
児童扶養手当受給情報	○	手当・サービス等の受給状況を把握するため。
生活保護受給情報	○	同上
母子父子寡婦福祉資金貸付情報	×	同上
医療費助成制度資格情報	×	同上
自立支援給付情報	×	同上
障害者手帳情報	○	同上
障害手当情報	×	同上
障がい児通所・入所給付情報	×	同上
介護認定・介護サービス利用情報	×	同上
認可保育園・新制度移行幼稚園利用者情報	×	所属の情報を把握するため。
認可外保育施設・新制度移行幼稚園施設等利用給付認定者情報	×	同上
児童相談情報	×	支援の情報を把握するため。

3.3. 基準の特徴

分析モデルの特徴としては、過年度よりデータ項目やその使い方を検討し、分析結果を確認しながら改めて検討を行う等、見直しを繰り返した点が挙げられる。検討に際しては、必要に応じ各データの業務所管へ業務背景等の情報を収集し、現場職員を交えた検討会にて、支援の現場において用いられる情報とその使い方について確認した。

令和7年度における課題検討についても、有識者（慶應義塾大学）の助言を得ながら、

改めて現場職員へのヒアリングを行う等、分析の専門家と支援の現場職員の意見を幅広く活用しながら検討を進めた。

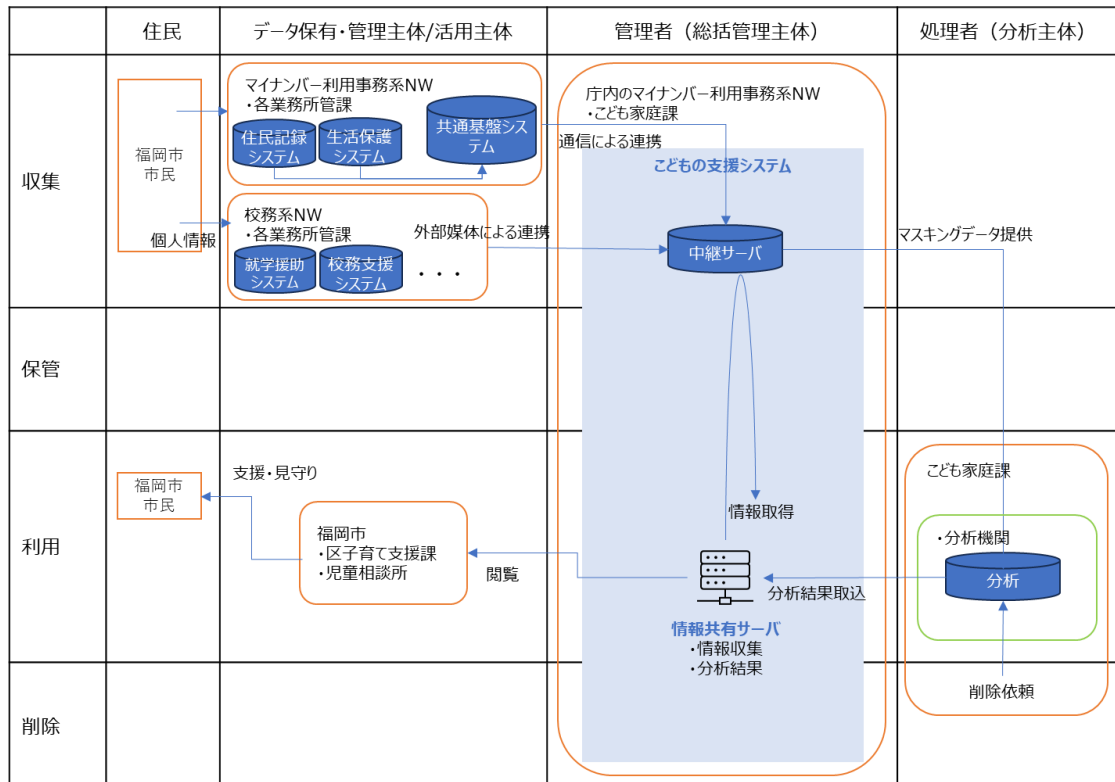
第4章 個人情報取扱いに係る整理

4.1. 個人情報授受に係る法的整理

4.1.1. 個人データ連携に係る関係部署及び連携フロー

本実証事業においてデータ連携する関係部署は以下図表 4-1 のとおり。こども家庭課が「総括管理主体」、各業務所管課が「保有・管理主体」、こども家庭課が「分析主体」、区子育て支援課、児童相談所が「活用主体」としてデータのやり取りを行った。分析機関へのデータ提供に際しては、福岡市においてマスキングを行い、個人を特定できない形式でデータ提供した。分析終了後は、分析主体からの削除依頼に基づき、提供したマスキングデータを削除している。

図表 4-1 個人データ処理の業務フロー図



4.1.2. 法的整理の進め方・体制

法的整理の検討に当たっては、こども家庭課が中心となり、「福岡市子どもの見守り強化事業実施要綱（以下、要綱という。）」及び「福岡市子どもの見守り強化事業事務取扱要領（以下、要領という。）」並びに「こどもデータ連携ガイドライン」を踏まえるとともに、福岡市の個人情報保護制度の所管課の意見も踏まえて検討を進めた。

4.1.3. 法的整理の結果

【令和7年度実証事業における取扱い】

福岡市は、要領第6条において、

- ・首長部局が保有する個人情報の内部利用
- ・教育委員会が保有する個人情報を首長部局へ外部提供

について、「個人情報保護法第69条第2項第2号及び第3号」に定める「相当の理由があるときにおける目的外利用」として整理した。

本取組は「子どもに関する各種情報を連携・活用することを通じて、相談・通告を待つだけでなく、支援が必要な子どもを早期に把握し、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を届けることを目的に取り組むものであり、子どもの健やかな成長に資する事業であること」等を以って、相当の理由に該当するものと整理している。

【令和8年度以降に向けた検討事項】

令和8年度に向けて、以下を検討した。

福岡市は、要領第5条において、本実証事業の利用目的を以下のとおり規定している。

利用目的：「本事業の事務における個人情報の利用または提供は、児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童、児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童と思われる児童又は児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童と思われる児童並びにこれらの保護者を早期に把握し支援につなげることを目的とする。」

上記の利用目的を踏まえ、各保有主体において個人情報保護法第61条第1項に基づき利用目的を特定した上で、特定した利用目的のための内部利用及び外部提供（こどもデータ連携ガイドライン4.2.2参照）として整理することが可能か検討した。

結果、個人情報ファイル簿の作成及び公開をもって利用目的を明示したものとみなす取り扱いについては、採用は見送った。今後は、「こどもデータ連携ガイドライン」の記載内容や更新の状況を確認しつつ、令和8年度以降も検討を継続する予定である。

4.1.4. 個人情報等の取り扱いにおける留意点

令和7年度実証事業では、以下5点を実施した。（一部過年度に実施済みのものを含む。）

① 個人情報ファイル簿の作成（令和5年度）

福岡市個人情報ファイル簿公表システムにおいて、本事業に係る個人情報ファイル簿を公開している。

[こどもの支援システム情報共有ファイル | 個人情報ファイル簿 | 福岡市個人情報ファイル簿公表システム](#)

② 個人情報の取扱いの委託等

システムの運用保守業務に関する事業者公募において、ISO27001等の情報セキュリティに関する公的認証資格を保有している等、個人情報を取り扱う業務内容であることを考慮した実施体制となっているかを評価項目とし、事業者選定を行った。

また、業務委託契約書にて、個人情報・情報資産の取扱いに関する遵守事項や守秘義務、契約終了時の情報の廃棄等について定めている。

再委託の承認に際しては、再委託先が個人情報の取扱いに関し適正な取扱いを行っていることを確認している。

③ 安全管理措置（組織的、人的、物理的、技術的）

情報セキュリティに関する安全管理措置については、「福岡市情報セキュリティに関する規則」及び「福岡市情報セキュリティ共通実施手順」に則って対応している。

また、安全管理措置の具体的な対策として、以下のとおり取り組んだ。

【組織的安全管理措置】

- ・情報セキュリティ管理者や情報システム責任者等を定め、本事業に関する情報資産管理の組織体制を整備している。
- ・システムを利用できる所属及び職員ごとに利用権限の設定を行うこととし、当該職員に限りユーザー登録を行っている。

【人的安全管理措置】

- ・市職員に、定期的なセキュリティ教育を実施している。
- ・委託事業者（再委託先を含む）に、セキュリティ教育が実施されていることを確認している。

【物理的安全管理措置】

- ・サーバ類は情報システム課が所管する共通基盤上に構築されており、入退室管理対策が講じられた場所に設置、管理されている。
- ・端末はセキュリティワイヤーにより固定されており、持ち出し禁止となっている。

- ・端末について、USB等の外部媒体の利用は制限され、原則としてデータの持ち出し等ができないようになっている。

【技術的安全管理措置】

- ・システムは閉域的な市のマイナンバー利用事務系ネットワークのみに接続しており、他のネットワークとは相互接続されておらず、外部からのシステムへのアクセスや、データの外部への送信はできないよう制限されている。
- ・システムの利用者認証を行ってユーザーを管理し、業務上必要のないシステム利用やデータの閲覧ができないようにしている。
- ・システムへのアクセス履歴のログ管理を行い、追跡調査が可能となっている。

④ 開示、訂正、利用停止請求への対応

個人情報保護法に基づく保有個人情報の開示請求等については、「福岡市個人情報保護事務取扱要綱」において具体的な事務手続きが定められており、関係法令及び当該要綱に準じた対応を想定した。

なお、対応においては、児童虐待事案等を念頭に、こどもの利益を最優先に対応することとした。

⑤ 自己点検・監査

要綱及び要領において、プライバシー保護管理者を定めるとともに、「こどもデータ連携ガイドライン」を参考に、プライバシー保護状況を点検するチェックシートを作成した。当該チェックシートを基に、総括管理主体が年次で自己点検を行った上で、本取組に係る要綱・要領に定めたプライバシー保護管理者がプライバシー保護状況を点検した。

また、「福岡市情報セキュリティに関する規則」に情報セキュリティ監査に関する条項を設けている。なお、情報セキュリティ監査については、個人情報の管理や廃棄手順に関する確認等、個人情報の取扱いにおける手続きの適正運用の観点も含んでいる。

4.2. プライバシー保護への対応

福岡市によるプライバシー保護に係る対応事項は以下のとおり。

① プライバシーガバナンス

個人情報保護体制と合わせて体制を整備した。加えて、要綱及び要領において、総括管理責任者、副総括管理責任者、管理責任者の職を置くこと、及びその職務を規定した。

② プライバシーに対する取組

個人情報を取り扱う上で、改正個人情報保護法上で求められる対応に加え、プライバシー保護の取組として、以下の取組を実施した。

【プライバシー保護点検】

4.1.4 のとおり、福岡市にて作成したチェックシートを基にプライバシー保護状況に係る点検を年次で実施しており、チェック項目は以下のとおりである。

1. プライバシー保護や個人情報保護に係る対応について、国から示されるガイドラインや通知等に則り適切に対応を行っているか。
2. 事業目的は適切・明確か。
3. 個人情報の利用目的を特定し、明文化しているか。
4. 情報収集や利用に関する法的根拠は明確か。
5. 収集する情報項目は事業目的を達成するために必要最低限の範囲であり、かつ支援の必要性や早期把握との関連性は適切か。
6. 個人情報保護やプライバシー保護に関し、適切な管理体制を構築しているか。
7. 差別や偏見につながらないよう十分な配慮ができているか。
8. 個人情報の取扱い等に関し、適切な安全管理措置を講じているか。

③ プライバシー評価

要綱及び要領において、プライバシー保護管理者は、本事業の事務において個人の権利利益が保護されているかについて、毎年度点検を行うことを規定している。(令和7年度も実施済み)。

第5章 仕組みの構築

5.1. システムの概要及びデータ連携方式

5.1.1. システムの概要

本実証事業において、利用したシステムの概要は以下図表 5-1 のとおりである。

図表 5-1 システムの概要

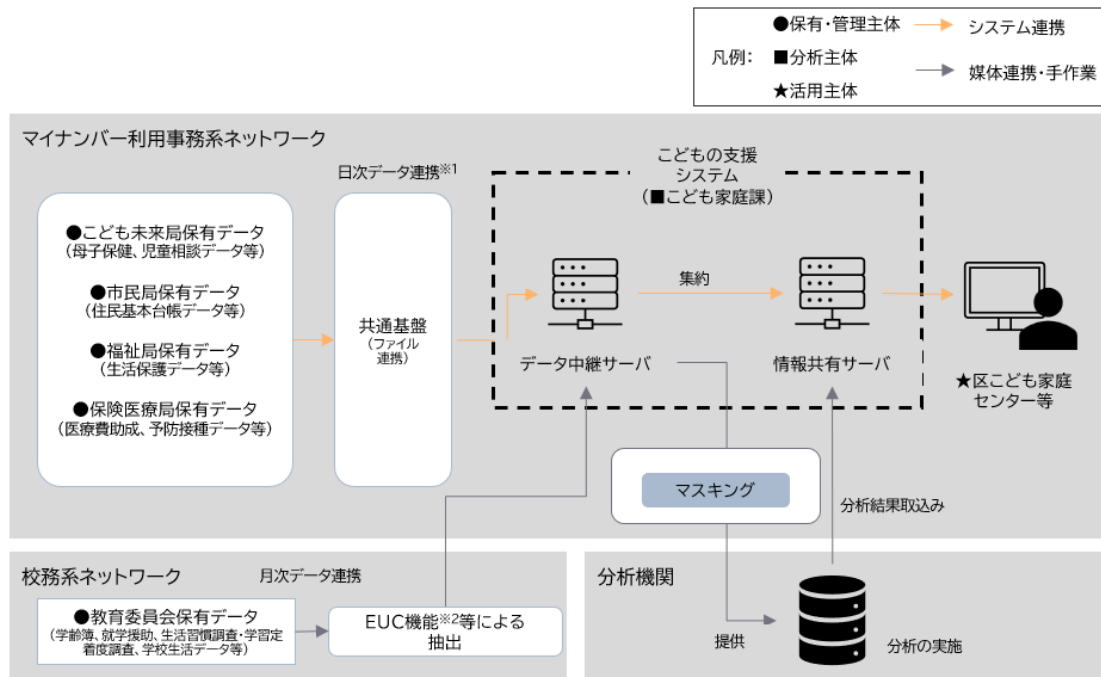
システム名	こどもの支援システム
機能概要	<ul style="list-style-type: none">・ データ連携機能・ 情報共有機能・ 分析結果表示機能・ 利用者管理機能
システム企画に当たり、留意・工夫した事項、システムの特徴等	個人ごとに各制度の利用状況や支援状況等を表示し、要支援ケース ^{※1} との類似性が見られた項目やその程度を算出・表示するシステムを構築した。 プッシュ型支援の実施や、児童相談所や区子育て支援課職員の通常業務（虐待等の相談・通告等への対応）のサポートツールとして活用することも想定した。

※1 区子育て支援課・児童相談所において「養護相談（虐待）」を主訴として相談対応を行ったことも。

5.1.2. データ連携方式及びシステム構成

本実証事業におけるシステム構成図は以下図表 5-2 のとおりである。

図表 5-2 令和7年度実証事業に係るシステム構成



※1 一部データは、週次又は月次で連携している。
 ※2 EUC(End User Computing)機能とは、現場の担当者がIT部門に依頼せず、自分でデータ処理や分析を行える仕組みのこと。ExcelやBIツール等が代表例。

システムは、令和5年度までに構築したシステムを継続して利用した。実装した機能は図表 5-3 のとおりである。

5.2. データ連携機能及び分析機能の構築

5.2.1. システムの機能とその活用方法

システムの主な機能と活用方法は、以下図表 5-3 及び図表 5-4 のとおり。

図表 5-3 主なシステムの機能

No.	機能名	機能詳細	機能概要
1	データ連携	データ連携※1	各業務システムとデータの連携ができる。
2	データ分析	事前準備	名寄せができる。
3	データ分析	前処理	マス킹処理ができる。
4	データ分析	データ分析	分析により要支援ケースとのデータ上の類似性及びその要因等の根拠データを作

No.	機能名	機能詳細	機能概要
			成できる。
5	情報共有	検索	4 情報（氏名、住所、生年月日、性別）を組み合わせた検索ができる。完全一致、部分一致の検索ができる。外国籍の住民に固有の情報も指定して検索できる。
6	情報共有	データ取得	端末からの検索の際に、データ中継サーバから対象者の情報を取得できる。
7	情報共有	分析結果画面	要支援ケースとの類似性、及びその要因等の情報が表示できる。
8	情報共有	情報共有画面	各制度の利用状況や支援状況等を表示できること。こどもや同住所に居住する者の情報が表示できる。
9	情報共有	印刷画面	分析結果画面、情報共有画面の部分を指定して印刷ができる。
10	情報共有	アクセス権限	ユーザーごとのアクセス権限の設定ができる。
11	情報共有	アクセス履歴	アクセス履歴の記録、保管ができる。
12	情報共有	操作履歴	分析結果画面、情報共有画面等の各画面遷移や操作を記録、保管できる。
令和 6 年度以降に追加した機能			
13	情報共有	サマリ帳票印刷機能	対象者の世帯構成や制度の利用状況について、1 枚の帳票に印刷できる。
14	認証	二要素認証	職員証（認証カード）による認証とパスワード認証により、システムへログインできる。

※1 首長部局の各システムのデータについて、自動連携を実装。

図表 5-4 分析機能の活用方法

No.	活用主体	活用目的	活用方法
1	区子育て支援課 児童相談所	情報収集等	相談・通告を受けた際の情報収集やアセスメントのサポートツールとして活用する。
2	こども家庭課 各区こども家庭センタ	プッシュ型支援	支援が必要なこどもや家庭を支援につなげるための対象者の検討・確認に活用す

No.	活用主体	活用目的	活用方法
	—		る。

5.2.2. 実証事業における工夫及び今後の課題

校務系ネットワークに構築した学校システムから、マイナンバー利用事務系ネットワークに構築した「こどもの支援システム」へデータを連携する場合は、外部記憶媒体を活用し、データを「こどもの支援システム」へ手動で取り込む必要があった。また、データ保有元のシステム更改（標準化・刷新対応）に合わせてシステムの改修が必要であり、人的・財政的負担が随時発生した。

今後は連携元システムの更改時期や法改正対応予定等を踏まえ、適切な連携開始時期や手法を選択するとともに、必要となる改修を計画的に実施できる体制の整備が必要である。

第6章 支援への接続

6.1. システム等による確認の結果

福岡市では、要支援ケース（区子育て支援課・児童相談所において「養護相談（虐待）」を主訴として相談対応を行ったこども）のデータと、その他のこどものデータを比較し、データ上の類似性（特徴や傾向）を確認した。

令和7年度のプッシュ型支援では、乳幼児健診終了後から就学前までのいわゆる「制度の狭間」にあり、所属（保育園等）がないことから見守りの目が届きにくく、必要な支援につながりにくいことが想定される、3歳から6歳の未就園児を対象とした。

これらの対象に対してデータ確認を行い、類似性が高い傾向にあるこどもから、既に支援等につながっているこども等を除外する一次スクリーニングを経て、217名の対象者リストを作成した。

図表 6-1 システム等による確認の結果

対象	人数
3歳から6歳の未就園児	1,327名
一次スクリーニングの結果 (データ分析及び支援中のこどもの除外等)	217名

6.2. 支援に向けた人による確認

6.2.1. 人による確認の手法

一次スクリーニングにより対象となった217名について、子育て支援課、地域保健福祉課、健康課の各課において、支援状況等を確認した。既に支援中である場合や、保育園等の所属がある場合は、本事業の対象外とした（二次スクリーニング）。

二次スクリーニング後は、三課協議により、データによる確認に加えて各課が保有する情報を基にこどもや家庭の状況についてアセスメントし、アプローチの可否等を検討した。なお、アセスメントにおいては、生活状況・養育環境や、保護者の養育力・受援力等の観点を踏まえ、こどもや家庭がどのようなニーズやリスクを抱えている可能性があるかを検討した。

6.2.2. 人による確認の結果

システム等により確認された217名のうち、三課協議においてアプローチが必要と判断された対象者は80名であった。これらの対象者について、担当課が個別アプローチを行い、支援を実施した。

図表 6-2 人による確認の結果

対象	人数
二次スクリーニングの結果 (支援中のこどもの除外等)	151名
三課協議の結果 (=アプローチ対象者)	80名

6.3. 実際の支援事例

6.3.1. こども等に対する取組内容

訪問や電話等による個別アプローチにおいて、困りごとやニーズがある場合には相談支援を実施した。困りごとがない場合でも、相談窓口等について情報提供を行い、困ったときに相談できる環境づくりを行った。また、未就園の理由を確認し、こどもの発達の観点から就園の意義を説明する等、就園の案内を行った。

なお、個別アプローチに当たっては、訪問等の目的を丁寧に説明し、家庭の状況に応じて保護者に寄り添った対応を行った。

図表 6-3 支援内容

支援対象者数	80名
支援実施期間	令和7年9月～
支援行動	・家庭訪問 ・保護者への電話連絡等
支援内容	・相談支援 ・情報提供 ・就園案内

6.3.2. こども等に対する支援の実施結果

支援対象者 80 名のうち、転出等によりアプローチが不要となった者を除く 73 名に対して、家庭訪問等によるアプローチを実施した。その結果、令和 8 年 1 月末時点で 57 名と接触（うちニーズあり 45 名）し、残りの 16 名については接触に向けて現在もアプローチを継続している。

接触できた家庭については、ニーズに応じて助言や情報提供等の支援を行った。支援内容の詳細は以下図表 6-4 のとおりである。

図表 6-4 支援内容（延べ件数*）

支援内容	分類	件数
助言	就園について	28 件
	療育等について	8 件
	その他	11 件
情報提供	相談窓口等	32 件
	入園の手続き	20 件
	療育等の手続き	4 件
	各種事業やサービス	11 件
	その他	5 件

*1 つの家庭に対して複数の助言や情報提供を行う場合があるため、延べ件数で集計

また、支援を実施した一部事例の詳細を以下図表 6-5 に示す。

※プライバシー保護の観点から、一部情報は修正して記載している。

図表 6-5 支援事例

フェーズ	ケース 1	ケース 2
アプローチ前の状況	<ul style="list-style-type: none"> 祖父、母親、子（未就学）の 3 人世帯で、生活保護受給中であった。 過去に保育園を利用していたが、数か月で退園しており、行政等との接点は希薄であった。 	<ul style="list-style-type: none"> 両親、子（小学生 1 人、未就学児 2 人）の 5 人世帯であった。 未就学児 2 人はいずれも未就園で、行政等との接点は希薄であった。
アプローチ等で確認できた支援対象の状況	<ul style="list-style-type: none"> 三課協議では、母親が養育に困難を抱えている可能性 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師が家庭を訪問し、生活状況等について聴き取り

フェーズ	ケース 1	ケース 2
	<p>があるとの見立てとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭訪問により、母親の体調が優れない様子や、行政情報が不足している様子を確認した。 	<p>を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 母親には保育園の利用意向が見られた一方、こどもの発達に関する不安がある様子が窺えた。
支援対象の状況・変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ケースワーカーから、就学前健診の案内が間もなくあることを伝えるとともに、こどもに関する相談機関の情報を提供し、母親自身の病院受診等についても助言を行った。 ・ 就学前健診後、母親から子育て支援課に電話があり、こどもの入学後の不安についての相談があり、学校の相談につないだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師より、保育園に関する情報提供を行い（訪問後、再度電話でも案内）、保育園の利用申込につながった。 ・ こどもの生活環境が、家庭中心から集団保育へと広がる見通しとなった。

6.4. 現行支援の在り方の見直し

令和7年度のプッシュ型支援では、可能な限りこどもや保護者に直接会い、こどもや家庭が抱える困難や兆候となる困りごとを把握する「予防的支援」の意義もあることを明確化した。

6.5. 支援・見守りの効果的な手法

保護者が受け入れやすい訪問理由（健診未受診のフォロー等）を丁寧に説明する等、こどもや保護者に寄り添った対応を基本とした。また、困難の有無だけでなく、困りごと（困難の兆候）にも目を向けるという予防的視点を持って、保護者から生活状況等の聞き取りを行った。また、一部の家庭については、訪問後にフォローの電話を行い、継続的なかわりにより保護者の行動変容につながった事例も見られた。

緊急性の高い事案は把握されなかったものの、小さな困りごとの段階で対応することに

より、虐待に限らず、子どもに関するさまざまな困難の予防的支援を行うことができた。

第7章 事業効果の評価・分析

7.1. データ連携による支援結果の全体像

令和7年度実証事業における支援結果は、以下図表 7-1 のとおり。

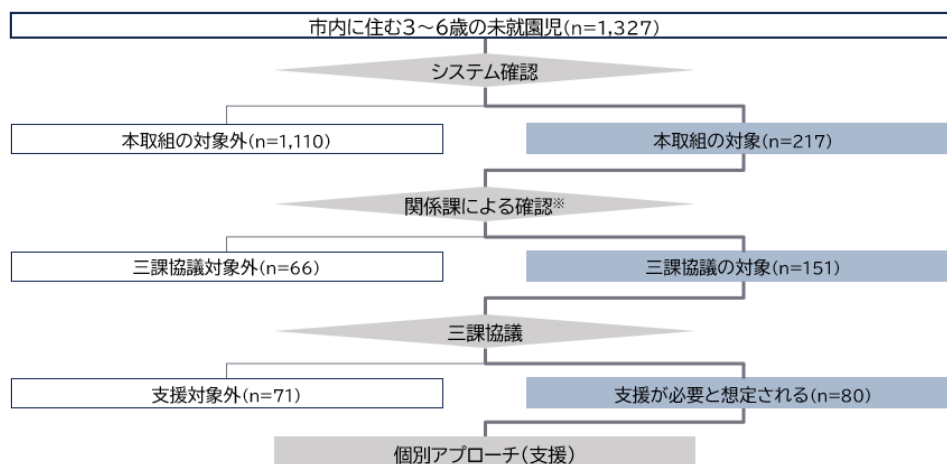
福岡市の3歳から6歳の1,327名に対して、データ確認等により、対象者217名を確認した（一次スクリーニング）。

続いて、既に支援中及び保育園等に所属した子どもを関係課にて除外し、151名を確認した（二次スクリーニング）。

さらに三課協議を経て、支援が必要と思われる子ども80名を確認し、家庭訪問や電話等による個別アプローチを実施した。

なお、アプローチに際しては、困難の有無だけでなく、困りごと（困難の兆候）に目を向けるという予防的視点を持って、保護者から生活状況等の聴き取りを実施した。

図表 7-1 支援結果の全体像



※子育て支援課にて、必要な調査(現支援ケースか、所属の有無等)を実施した上で、地域保健課・健康課にて同様の調査を実施した。

7.2. 有用と考えられるデータ項目

本事業では、要支援ケース（区子育て支援課・児童相談所において「養護相談（虐待）」を主訴として相談対応を行った子ども）のデータと、その他のこどものデータを比較分析し、データ上の類似性（特徴や傾向）を確認した。

類似性を確認する分析においては、過去の支援ケースとその他のこどものデータを基に、機械学習の手法を用いて、支援を必要とした子ども・家庭のデータ上の特徴を把握す

るためのモデルを作成した。また、各データ項目によるモデルへの影響の大きさの確認を行った。類似性に影響した主なデータ項目は、以下図表 7-2 のとおり。

図表 7-2 類似性に影響した主なデータ項目

データ項目（主な項目を抜粋）
母親の妊娠届における妊娠時の年齢
保健師によるアプローチ、フォロー回数（訪問・電話）
世帯内のこどもの人数
世帯構成（ひとり親かどうか）
児童扶養手当の受給状況
母親の妊娠届出日から出産予定日までの日数
乳幼児健診（直近）の結果（総合判定）

7.3. こどもデータ連携の取組効果の分析

令和7年度実証事業における成果・進捗状況は以下図表 7-3 のとおり。

図表 7-3 令和7年度実証事業における成果・進捗状況

No.	目標	測定指標	令和7年度 1月末時点の 成果・進捗	補足
1	見守り・支援へ接続・実施したこどもの割合・件数	データ確認等にて支援が必要と思われると確認したこどもの数	217名	3歳から6歳の未就園児（1,327名）に対してデータ確認を行い、類似性が高く確認されたこどもの中から、既に支援等につながっているこどもを除外。
		関係課による確認を経て、三課協議での確認が必要と判断したこどもの数	151名	上記217名について、各課にて、必要な調査（現支援ケースか、所属の有無等）を実施。
		三課協議にて、支	80名	上記151名について、三課協議を実施。

No.	目標	測定指標	令和7年度 1月末時点の 成果・進捗	補足
		援が必要と思われる と判断したこども の数		
2	支援対象と なったこどもや家庭に おける相談 ニーズの把握	対象家庭における ニーズの有無	ニーズあり： 45名	上記80名について、転出等によりアプローチが不要となった者を除いた73名に対して、家庭訪問等によるアプローチを実施し、接触できた家庭57名について、ニーズの有無を確認した。
			ニーズなし： 12名	同上。
			確認中： 16名	未接触のケースについてはアプローチ等を継続中。
3	把握したニ ーズに合わ せた支援の 実施	保育園等の就園 (手続き)につな がった件数	7名	こどもの発達の観点から就園の意義を説明したり、就園の手続きを説明したりすることを通して、就園あるいはその手続きにつなげることができた。
		要保護児童支援地 域協議会の登録・ 支援につなげた 件数	2名	プッシュ型支援を契機として、関係機関の見守りの目が加わるなどした結果、不適切な養育が確認され、要保護児童支援地域協議会の登録・支援につなげた。
		行政機関等の相談 につなげた件数	2名	こどもの発達に関する心配、就学に向けての不安等に関する相談につなげることができた。
		他の事業につな がった件数	2名	行政との接点が乏しい家庭に対して、見守りながら定期的におむつ等を届ける市の事業（対象児のきょうだい児を対象とした事業）につなげることができた。

また、上記の成果に加え、以下のような副次的効果も得られた。

- ・ 図表 7-2 の No.3 に示した具体的成果に加え、訪問等を実施した家庭について、担

当者が実際に訪問し顔を見せる等の対応を行ったことで、今後困った際に相談しやすい環境づくりにつながった。

- ・ 児童相談所及び区の子育て支援課において、相談や通告があったこどもや家庭について、こどもの支援システムを活用することで情報収集が円滑になり、初期対応の迅速化が図られた。その結果、より多くの時間を支援に充てることができた。
- ・ 予防的な支援は虐待通告等を契機とする事後対応とは異なり、保護者と協働的・前向きな関係から支援を開始できる点に意義がある。こうしたかかわりを通じて、職員は多様なアプローチを学び、支援の視野や対応の幅を広げることができ、結果として専門性の向上や支援の質の向上につながることが期待される。

第8章 考察・まとめ

8.1. 実証事業を通じて得られた示唆

実証事業を通じて得られた示唆については、以下図表 8-1 のとおり。

図表 8-1 実証事業を通じて得られた示唆

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
データを取り扱う主体の整理・役割分担	プッシュ型支援の実施に当たり、マニュアルの整備や研修の実施等、現場職員を支える体制の充実が求められた。	事業の見直しや現場職員への支援を進めるために、現場職員が参加する検討会等の場を設けた。	現場の実情を踏まえて検討したことで、運用方法が実態に沿ったものとなり、支援の実施がより円滑になった。
利用するデータ項目	連携データについて、有用に活用するためには、各データの更新頻度や業務背景（入カール等）の理解が必要であった。	データ項目の選定に当たっては、技術的な連携手法や頻度の検討とともに、各データの業務背景を踏まえて各データ項目の活用方法を決定した。	データ項目の活用方法の検討に際し、各データの業務背景等にも目を向けることで、情報の適切な活用につなげることができた。
個人情報取扱いに係る検討	個人情報の取扱いに際しては、個人情報保護法に基づく検討のみならず、プライバシー保護の観点に基づく対応が必要であった。	本取組に係る要綱・要領にてプライバシー保護体制を定めるとともに、ガイドラインを参考にプライバシー保護状況を確認するチェックシートを作成し、年次で点検を行った。	プライバシー保護に関する意識を高め、定期的に点検を行う体制と仕組みを構築できた。
こどもデータ連携の仕組みの構築	事業開始当初は、職員が手作業により月次でデータ受領と取込みを	「こどもの支援システム」は、庁内基幹システムと同等のセキュ	自動連携の導入による情報更新の迅速化と連携精度の向上により、

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
	行っていたが、支援の現場からは情報の更新頻度の向上が求められていた。	リティを確保するため、マイナンバー利用事務系ネットワーク内に置かれており、その環境を活かして首長部局のデータを自動連携することとした。	支援現場での情報収集の効率化等が図られた。連携不備や職員負担の軽減にも寄与し、運用の効率化が進んだ。
データ準備等	学校データとの名寄せにおいて、住民記録情報の「住所」を用いて名寄せを行っていたが、外字が含まれる場合等、児童生徒管理情報の住所表記と一致せず、紐づかないケースが生じていた。	紐づけに用いていた「住所」を「住所コード」に変更した。	外字の影響を受けなくなり、名寄せの精度が向上した。 職員の目視による確認作業の工数を削減することができた。
支援への接続	支援が必要と思われる家庭に対して、主に家庭訪問によるアプローチを実施した。行政からの突然の訪問に驚かれることもあった。	現場職員向けの研修において、講義では、予防的支援の意義を解説し、家庭訪問におけるアプローチのポイントを説明した。その内容を踏まえ、ロールプレイを通じて実践的な理解を深めた。 保護者に訪問の趣旨を丁寧に説明する等、子どもや保護者に寄り添う対応を行った。	支援が必要と思われる子どもや家庭に対し、保護者のニーズ等に応じて、保育園の利用案内や相談支援、情報提供を行うことができた。
事業効果の評価・分析	事業の評価については、適切な基準を定めることが難しい。	訪問等の実施件数、ニーズの確認件数等、定量的な数値指標を中心に整理した。また、現場職員へのアンケート	振り返りや改善の材料として、各数値等指標を参考にすることができた。

フェーズ	実施・取組上の課題	課題への対応策 (工夫)	効果・成果
		実施等を通じて、事業 フローの課題等を整理 した。	

8.2. 課題・令和8年度以降の取組

本実証事業における課題については、図表 8-1 に記載のとおりである。

総評として、データ活用により、困りごとの自覚が乏しい家庭や、相談する時間的・心理的余裕がない家庭等に対し、行政側から能動的にアプローチする意義が確認できた。また、小さな困りごとの段階で対応する予防的支援を行うことにより、長期的に見てこどもの健やかな成長に資する支援を行うことができた。

一方で、支援内容の大半が軽度の相談対応や情報提供に留まり、支援の必要性が高いこどもや家庭を早期に発見し支援につなげる成果は限定的であった。このため、令和8年度以降は、現行の取組の意義を踏まえつつも、より支援の必要性が高いこどもや家庭を早期に把握し、適切な支援につなげられるよう、データ活用やアプローチ方法の改善を継続していく必要がある。